

こども性暴力防止法に関する Q&A

こどもをまもろう みんなでまもろう



令和8年4月

こども家庭庁

【質問一覧】

基礎編

1. 総論

- 1-1 「こども性暴力防止法」の正式な法律名は何ですか。
- 1-2 こども性暴力防止法はいつから施行されますか。
- 1-3 こども性暴力防止法は何を目的としているのですか。

2. 定義

- 2-1 「児童等」とは、具体的に誰のことを指しますか。
- 2-2 「児童対象性暴力等」とは、どのような行為ですか。
- 2-3 「不適切な行為」とは、どのような行為ですか。
- 2-4 具体的にどのような行為が「不適切な行為」に当たりますか。
- 2-5 「不適切な行為」について、具体例に記載がある行為は、全ての事業・施設で、不適切とみなされるのですか。
- 2-6 「重大な不適切な行為」とは、どのような行為ですか。
- 2-7 「不適切な行為」の疑いが生じた場合、どのように対応すべきですか。
- 2-8 各対象事業者は、「不適切な行為」についてどのように定めるべきですか。
- 2-9 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」とは何ですか。
- 2-10 「特定性犯罪事実該当者」には、例えば、窃盗罪など、性犯罪以外の犯罪を行った人も含まれますか。また不起訴や示談になった人は含まれますか。
- 2-11 「特定性犯罪」には、こどもに対する犯罪だけではなく、成人に対する犯罪も含まれますか。

3. 対象事業・対象業務

- 3-1 「学校設置者等」と「民間教育保育等事業者」の対象事業者にはそれぞれどのような施設や事業がありますか。
- 3-2 公立の施設・事業が義務対象で、民間の事業者が行う事業が認定対象という認識で正しいでしょうか。
- 3-3 児童館は本制度の対象になりますか。なる場合、学校設置者等（義務対象）又は民間教育保育等事業者（認定対象）のどちらになりますか。
- 3-4 基準該当の障害児通所支援事業は本制度の対象になりますか。なる場合、学校設置者等（義務対象）又は民間教育保育等事業者（認定対象）のどちらになりますか。
- 3-5 共生型障害福祉サービスの特例を受けて、障害児通所支援を実施していますが、本制度の対象になりますか。なる場合、学校設置者等（義務対象）又は民間教育保育等事業者（認定対象）のどちらになりますか。

【質問一覧】 基礎編

- 3-6 「学習塾」などが該当する「民間教育事業」の要件はどのようなものですか。
- 3-7 「幼児教育類似施設」は本制度の対象になりますか。なる場合、学校設置者等（義務対象）又は民間教育保育等事業者（認定対象）のどちらになりますか。
- 3-8 少年自然の家を受託していますが、本制度の対象になりますか。なる場合、学校設置者等（義務対象）又は民間教育保育等事業者（認定対象）のどちらになりますか。
- 3-9 親子で参加できる体験教室など「親子向けの事業」は、本制度の対象になりますか。
- 3-10 放課後児童健全育成事業及びそれに類する事業は具体的にどのような事業を指しますか。
- 3-11 ベビーシッターはこの法律の対象事業に含まれますか。
- 3-12 バスの運転手など「職種の一部が対象になり得るもの」については、犯罪事実確認などの対象になるか否かを事業者が判断することですが、その判断の基準は、どのように考えればよいですか。
- 3-13 教育実習や保育実習の実習生は犯罪事実確認の対象になりますか。
- 3-14 教育実習や保育実習の実習生について、犯罪事実確認の要否を判断し、手続を行うのは、大学等と実習先のどちらですか。

4. 認定等

- 4-1 認定を受けるメリットを教えてください。
- 4-2 認定申請はいつから行うことができますか。また、申請から認定を受けるまでにどれくらいの期間がかかりますか。
- 4-3 認定申請の具体的な手順を教えてください。
- 4-4 認定時現職者の犯罪事実確認が完了した場合に、必要な手続はありますか。
- 4-5 複数の事業を行っている場合、事業ごとに認定を受ける必要はありますか。
- 4-6 認定申請の手数料（1事業当たり3万円）以外に手数料はかかりますか。
- 4-7 認定申請の手数料について、不要なのはどのような場合ですか。例えば、放課後児童クラブについて、公設公営・公設民営の場合は手数料は不要で、民設民営の場合は、手数料は必要と考えてよいですか。
- 4-8 認定対象となる事業を行っていますが、認定は必ず受けなければいけませんか。
- 4-9 「認定」と「共同認定」の違いは何ですか。
- 4-10 「事業運営者」とは何ですか。どのような場合に共同認定に該当しますか。
- 4-11 こまろうマーク（認定事業者マーク・法定事業者マーク）は、いつから使うことができますか。こども性暴力防止法の施行前でも使えますか。

【質問一覧】 基礎編

4－12 こまろうマーク（認定事業者マーク・法定事業者マーク）は何に付けることができますか。付けてはいけないものはありますか。

4－13 認定後、認定時に申請した内容を変更する場合、どのような手続が必要ですか。

5. 安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

5－1 児童等への「日常観察」はどのように行えばよいですか。

5－2 「発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート」はどのように行えばよいですか。

5－3 相談体制の整備に関して、内部の相談員の選任又は相談窓口の設置・周知と外部相談窓口の周知は両方必要でしょうか。また外部相談窓口を保護者や児童等に周知する際に、その外部相談窓口には予め承諾が必要でしょうか。

5－4 「報告ルール」と「対応ルール」とはどのようなものですか。

5－5 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合には、事業者として、どのような対応を行わなければなりませんか。

5－6 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合の調査はどのように行うのですか。

5－7 「保護・支援」は、どのようなことを行えばよいですか。

5－8 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合、再発防止策としてどのようなことを行えばよいでしょうか。

5－9 勤務する期間が短い職員や、短時間勤務の職員にも研修を受けさせなければなりませんか。

5－10 対象従事者に対しては、どのような研修を受講させればよいですか。

5－11 対象従事者に対して、研修はいつまでに受講してもらう必要がありますか。

6. 安全確保措置（犯罪事実確認）

6－1 犯罪事実確認とは何ですか。

6－2 犯罪事実確認の対象者は誰ですか。

6－3 施行時現職者、認定時現職者とはそれぞれどのような従事者ですか。

6－4 新たに採用する者についての犯罪事実確認は内定前でもできますか。

6－5 犯罪事実確認書が交付されるまでの標準処理期間はどのくらいですか。

6－6 犯罪事実確認はいつまでに終える必要がありますか。

6－7 犯罪事実確認書の申請をしてから交付されるまでに、従事者が日本国籍の場合2週間～1か月、外国籍の場合1～2か月程度の期間がかかるということです。どうしても従事開始までに間に合わない場合は、どうすればよいですか。

6－8 **いとま特例とは何ですか。また、どのような場合に適用されますか。**

6－9 いとま特例が適用される場合、事業者はどのような措置を講じる必要がありますか。

ますか。

- 6-10 犯罪事実確認について、対象事業者と対象従事者が行う手続を教えてください。
- 6-11 犯罪事実確認書の交付申請の際、対象事業者はどのような書類を提出する必要がありますか。
- 6-12 犯罪事実確認書の交付申請の際、従事者はどのような書類を提出する必要がありますか。
- 6-13 犯罪事実確認書の内容についての事前通知があった場合、従事者はどのような対応が必要ですか。
- 6-14 こども性暴力防止法の施行後、犯罪事実確認が開始された後も、教員性暴力等防止法に基づく教員データベースや、児童福祉法に基づく保育士データベースの照会は必要ですか。
- 6-15 派遣労働者についての犯罪事実確認は、派遣元と派遣先のいずれの事業者が行う必要がありますか。

7. 安全確保措置（防止措置）

- 7-1 防止措置とは何ですか。
- 7-2 防止措置を講じなければならない「児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるとき」とはどのような場合ですか。
- 7-3 「おそれがあると認めるケース」のうち、「特定性犯罪事実該当者であった場合」に該当することにより防止措置を講じる場合、具体的にどのような措置を行う必要がありますか。
- 7-4 防止措置として内定取消しを行う場合があることを踏まえ、どのような点に留意する必要がありますか。
- 7-5 法施行前から既に従事しており、採用選考過程において特定性犯罪事実該当者であるかの確認を行っていなかった現職者について、犯罪事実確認を行った結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合、事業者は防止措置としてどのような対応を行う必要がありますか。
- 7-6 こどもやその保護者から性暴力等の被害の申出があった場合、事業者は防止措置としてどのような対応を行う必要がありますか。
- 7-7 調査により児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断された場合、事業者は防止措置としてどのような対応を行う必要がありますか。
- 7-8 派遣労働者について、派遣先において犯罪事実確認を行った結果、特定性犯罪事実該当者であることが分かり防止措置を講じる場合、事業者はどのように対応すべきですか。
- 7-9 性暴力等の被害の申出があったこと等により調査を行った結果、加害を行っていないことが証明された対象業務従事者が職場復帰するに当たって配慮すべきことはありますか。

8. 情報管理措置

- 8-1 「犯罪事実確認記録等」とは具体的に何を指しますか。
- 8-2 対象事業者が、情報管理措置として講じなければならない措置は何ですか。
- 8-3 情報管理規程に盛り込むべき「基本的事項」の主な内容は何ですか。
- 8-4 情報管理規程に盛り込むべき「組織的、人的、物理的、技術的情報管理措置」の具体的内容は何ですか。
- 8-5 犯罪事実確認記録等の目的外利用・第三者提供が認められる場合はどのようなときですか。
- 8-6 「特定性犯罪事実関連情報」とは何ですか。また、どのような取扱いが必要ですか。
- 8-7 従事者から特定性犯罪事実関連情報を取得する場合、本人の同意をどのように取得すべきですか。
- 8-8 漏えい等の重大事態が発生した場合、こども家庭庁への報告はいつまでに行わなければなりませんか。
- 8-9 犯罪事実確認記録等の漏えい等が生じた場合、本人への通知義務はありますか。
- 8-10 犯罪事実確認記録等はいつまで保管する必要がある、その後どのように処理すればよいですか。

9. 監督等

- 9-1 監督等におけるこども家庭庁と所轄庁の役割分担はどのようになっていますか。
- 9-2 こども家庭庁への定期報告は、いつ、どのような頻度で行う必要がありますか。
- 9-3 定期報告で報告しなければいけない事項は何ですか。
- 9-4 定期報告について、ガイドラインではこども家庭庁に対して行う定期報告事項のみ示されていますが、所轄庁に対してはどのような事項を報告することが必要ですか。
- 9-5 帳簿作成や監督等に関する義務に違反した場合の罰則はありますか。

10. その他

- 10-1 こども性暴力防止法の施行に向けて、義務対象事業者が対応すべきことを教えてください。
- 10-2 準備を進めるに当たって、迷うことがあった場合はどこに相談をすればよいですか。
- 10-3 県費負担教職員についての犯罪事実確認等のこども性暴力防止法に基づく措置について、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担はどのようになっていますか。

- 10-4 大学や専門学校の学生が、対象事業者において、資格取得のための実習やインターンシップ、ボランティア等を通じ、児童等と接する業務に従事する場合、犯罪事実確認の対象となりますか。大学や専門学校は何をすればよいですか。
- 10-5 大学や専門学校が、こども性暴力防止法の対象事業者になることはありますか。
- 10-6 指定管理者制度により地方公共団体が指定した事業者が義務対象の施設を運営している場合、こども性暴力防止法に基づく措置は、地方公共団体と指定を受けている事業者のどちらが行うことになりますか。

応用編

2. 定義

- 2-1 「不適切な行為」の具体例に「児童等と私的な連絡先（SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う」とありますが、業務上、SNS やメールを用いて児童等とのやりとりをする必要がある場合は、どのように考えればよいですか。

3. 対象事業・対象業務

- 3-1 ある事業が対象かどうかは、どのように判断すればよいですか。
- 3-2 小学校の一教室を使って教育委員会の事業として日本語教室を実施している場合、義務対象と認定対象事業のどちらに該当しますか。
- 3-3 民間教育事業の要件の一つとして、「技芸又は知識の教授を行う者が3人以上」という要件がありますが、組織全体の職員数が3人以上でも、技芸又は知識の教授を行う者の人数が3人未満の場合は要件を満たさないことになりますか。また、講師や指導員という職種以外の者はこれには該当しませんか。
- 3-4 民間教育事業の要件の一つとして「技芸又は知識の教授を行う者が3人以上」という要件がありますが、同一事業について複数事業所で行っている場合、全ての事業所に3人以上配置されていることが必要ですか。
- 3-5 「技芸又は知識の教授を行う者」が3人（以上）いますが、現場では、その3人が交互に1人又は2人の人数で教授を行っている場合（常時3人以上ではない場合）、民間教育事業に該当しますか。
- 3-6 図書館で実施している読み聞かせについて民間教育事業として認定を受ける場合、読み聞かせを行う者が常に複数名で実施するようにし、閉鎖性が無い環境となっていれば、認定は受けたが犯罪事実確認はしなくてよい（犯罪事実確認をすべき従事者がいない）ということになりますか。
- 3-7 大人及び児童等の両方を対象とした事業であるものの、受講生に一時的に大人しかいない場合は、民間教育事業として認定を受けることはできますか。
- 3-8 オンラインの学習塾・フリースクール等は、民間教育事業の対面要件・場所要件を満たしますか。
- 3-9 認定対象事業となっている子育て短期支援事業について、市町村長が適当と認めた者等に委託して実施している場合、市町村で認定を受けることになりますか。また犯罪事実確認は、市町村と受託者のどちらが行うことが必要ですか。
- 3-10 「放課後等デイサービス」は対象になりますか。
- 3-11 放課後子供教室事業は対象になりますか。
- 3-12 自動車教習所は認定対象になりますか。またその場合、どの事業に該当しますか。
- 3-13 職業能力開発校について、普通課程の普通職業訓練、短期課程の普通職業訓練は認定対象となりますか。
- 3-14 こども食堂にも様々な形態・事業があり、ボランティアベースで運営されていることも多いですが、認定の対象になりますか。また、認定を受けて犯罪事

実確認等が義務になることにより、ボランティアの参加控えにつながる懸念がありますが、認定は受けなければいけませんか。

- 3-15 学習支援施設やプレイパークは対象になりますか。
- 3-16 ひとり親家庭日常生活支援事業について、介護事業者等に委託してヘルパーを自宅に派遣しこどもの世話をすることがありますが、対象になりますか。
- 3-17 市町村でファミリー・サポート・センター事業を運営しており、会員の市民、町民、村民がこどもを預かる事もありますが、対象となりますか。
- 3-18 児童福祉法等に定める里親は対象になりますか。また、里親が委託等により対象事業（例えば、小規模住居型児童養育事業など）を行う場合には、里親であってもその対象事業を行う者として対象になり得ますか。
- 3-19 女性の抱える様々な悩み相談に応じて支援を行う「女性相談援助センター」や、精神に関わる悩み相談に対応する「精神保健福祉センター」は対象になりますか。
- 3-20 ガイドラインで「職種全体が対象になる」とされている職種について、事業者の判断で対象としないことは認められますか。
- 3-21 学校で従事しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは対象となりますか。
- 3-22 中高一貫校における学生寮の運営に従事する職員は、犯罪事実確認の対象（教員等）に該当しますか。
- 3-23 指導者1人に対してこどもが2人以上いれば、一対一ではなくなり、閉鎖性を満たさないと考えて、対象にならないと判断してよいですか。
- 3-24 幼稚園等において、行事等の際に撮影のために来園する写真販売業者（写真販売及びアルバム作成のため年間契約している業者）は、対象外ですか。
- 3-25 年間複数回実施しているキャンプ教室等でのこどもへの指導を外部の人に依頼しているところ、1回の従事期間は単日ですが、年間を通じて複数回従事することとなっています。この場合、その従事者は継続性を満たし、対象になりますか。
- 3-26 嘱託医が複数の学校を年に1回巡回している場合、継続性の判断に当たっては、それらの訪問を合算して判断することとなりますか。
- 3-27 事務職員について、本来業務ではないものの、忘れ物対応などでこどもと一対一になる状況が生じ得る場合、当該事務職員の業務は閉鎖性があると判断することとなりますか。
- 3-28 県費負担教職員のうち「職種の一部が対象になり得る」に該当する職種（例：事務職員）について、3要件に基づいて「教員等」に該当するかを判断・特定する主体は、都道府県教育委員会と市町村教育委員会のどちらですか。
- 3-29 義務対象事業を運営しながら、認定対象事業も行っています（例：児童館と放課後児童クラブ、認可保育所と一時預かり・病児保育）。この場合、認定を受ける必要はありますか。
- 3-30 こども家庭庁と文部科学省の連名で発出された通知において、教職課程を置く大学等及び指定保育士養成施設において考えられる取組として、入学前や実習前に「同意書」や「誓約書」をとることを示していますが、これらはウェブ

上のアンケート機能等を用いてととてもよいでしょうか。

3-31 実習生について、実習先において犯罪事実確認を行った結果、特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合、当該学生の受け入れが困難であることについて、実習元の大学等に対してどのように伝えればよいですか。

3-32 実習が卒業のために必須の項目となっている大学等において、学生が、犯罪事実確認の結果等により児童等と接する実習ができない場合、その学生は卒業できなくなりますか。

3-33 大学等から実習生の受け入れに関する打診があった際、実習施設から大学等に対し、特定性犯罪前科がないことについての誓約書を当該学生が提出しているかどうか、情報提供を求めることができますか。

3-34 例えば、現職の教員が大学に再入学して追加の免許の取得を目指している場合など、実習生が既に犯罪事実確認を受けている場合、実習先において児童等と接する業務に従事するに当たり、改めて犯罪事実確認を行う必要はありますか。

3-35 市町村立学校で実習を行う場合、実習生について、犯罪事実確認の可否を判断し、必要な場合に手続を行うのは、都道府県教育委員会と市町村教育委員会のどちらですか。

4. 認定等

4-1 図書館の読み聞かせと科学館の子供向け教室を同一の教育委員会で実施している場合、一つの民間教育事業として申請するのか、それぞれの事業として申請するのかどちらですか。

4-2 ある学校の校内で、予備校事業者が放課後に講義を行う場合、その放課後の講義は、別に認定が必要になりますか。

4-3 児童対象性暴力等対処規程に定める責任者若しくは対応者又は情報管理規程に定める責任者若しくは担当者（以下「対応者等」という。）は、部署・役職名のみでもよいですか。氏名まで定める必要がありますか。

4-4 児童対象性暴力等対処規程に定める責任者若しくは対応者又は情報管理規程に定める責任者若しくは担当者（以下「対応者等」という。）について変更が生じたとき、どのような場合が「軽微な変更」に当たり、変更届の提出が不要となりますか。

4-5 事業者が認定申請をするに当たり、申請内容の入力途中で、申請前にその内容を一時的に保存できるような仕様が想定されていますか。

4-6 共同認定の手数料はいくらになりますか。民間教育保育等事業者で3万円、事業運営者で3万円の計6万円となりますか。

4-7 放課後児童クラブについて、地方公共団体が設置し、民間事業者に運営を委託している場合、共同認定の申請は地方公共団体と委託先の民間事業者とのどちらが行うこととなりますか。

4-8 地方公共団体が、複数の民間事業者に放課後児童健全育成事業の委託を行う場合は、別々に共同認定を受けることが必要とのことですが、この場合、認定手続上省略できる部分はありますか。

4-9 共同認定について、事業運営者の行為により認定が取り消された場合、民間

教育保育等事業者についても、法に基づく認定等の欠格期間が生じ、2年間は、他の事業に関して認定等を受けられないとのことですが、取消しになるのは、取消しを受けた事業運営者を行う事業のみですか。また、欠格期間に新たに認定を受けられなくなる事業等の範囲はどこまでですか（取消しになった事業運営者を行う事業について認定を受けられないのみか、その他の事業全てについて受けられなくなるか、など）。

- 4-10 4-9に「共同認定の対象事業であっても、単独で認定を受けることは可能です」とありますが、地方公共団体と事業運営者で共同で事業を行うとしても、地方公共団体又は事業者のどちらか単独の認定が認められるということですか。また認定の効果は両方に及びますか。
- 4-11 学習塾で、直営の教室と、個人事業主によるFC（フランチャイズ）の教室が複数あります。FCの中には、従事する者が3名未満のところもあるため、そのFCは認定が取れないこととなりますが、直営の事業とFC事業で共同で認定を申請することはできますか。また、認定の表示に関して、ウェブサイトにはFC教室を含めた全ての教室が載っていますが、そのウェブサイトに認定事業者マーク（こまろうマーク）を載せてよいですか。その場合に、特定の教室のみ認定を受けていない、といった記載をしなければいけませんか。
- 4-12 認定を受けた事業者は、認定事業者マーク（こまろうマーク）を付することができるとされていますが、この他に、認定事業者等に対して、インセンティブとして何か予定されているものはありますか。
- 4-13 義務対象事業と認定対象事業を一体的に運営しているので、認定対象事業に関して認定を取得はしていません。その場合認定事業者マークを広告等につけることはできますか。
- 4-14 地方公共団体から民間事業者に放課後児童健全育成事業を委託している場合、認定事業者等のみを委託先として認めるといった要件を課す必要がありますか。
5. 安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）
- 5-1 教員や保育士等については、教員性暴力等防止法や児童福祉法、またこれらに基づく指針に基づき、法で定める早期把握、相談、調査、保護・支援、研修に関する取組をこれまでも実施してきましたが、法の施行後、新たに追加的な取組が求められますか。
- 5-2 法第8条等に基づく研修のうち、教員性暴力等防止法に基づく研修等で重複する内容を既に受けている場合には、省略できるとされていますが、省略ができない内容はどのような内容ですか。
- 5-3 こどもから、性暴力について打ち明けられた際、録音すべきでしょうか。録音できる業務用端末を持ち合わせていない場合はどのようにすればよいでしょうか。
- 5-4 外部相談窓口の周知や児童対象性暴力等が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援を行うに当たり、どのように連携先の関係機関や専門家を探せばよいでしょうか。
- 5-5 警察とは、どのようなタイミングで連携すればよいでしょうか。
- 5-6 従事者に研修を受講させる義務を履行する際、事業者は、自ら研修を実施しなければなりません。

- 5－7 従事者の研修受講について、ある事業者で従事した際に研修を受講し、その後別の事業者で従事する場合、改めて研修を受講する必要がありますか。
- 5－8 従事者全員が受けるべき研修のほかに、管理者等が受けるべき研修はありますか。
- 5－9 研修は座学及び演習を組み合わせる必要があるということですが、「演習」はどのようなものが求められますか。
- 5－10 防犯カメラの運用ルールについて、保護者一人一人の合意を文書等により得る必要はありますか。

6. 安全確保措置（犯罪事実確認）

- 6－1 特定性犯罪の前科がある者が氏名を変更した場合も、犯罪事実確認書により特定性犯罪事実該当者であることが確認できますか。
- 6－2 特定性犯罪事実該当者の定義として規定されている一定期間（20年（拘禁刑の場合）又は10年（執行猶予、罰金の場合））を経過した者について、当該期間経過後は、犯罪事実確認書には特定性犯罪事実該当者ではない旨が記載され、過去に特定性犯罪事実該当者であったことを事業者は分からないということになりますか。
- 6－3 地方公共団体において、任命権者を異にする異動により、対象業務から対象業務へ異動した場合は、異動先の任命権者において改めて、犯罪事実確認を行う必要があるということでしょうか。（例：教員が、学校（教育委員会）から児童相談所（首長部局）へ異動した場合など）
- 6－4 施行時現職者については施行後3年以内に犯罪事実確認を行うこととされていますが、犯罪事実確認が済んでいない施行時現職者が、同一事業者内の他の事業所に異動する場合は、異動の時に犯罪事実確認が必要になりますか。
- 6－5 施行時現職者で犯罪事実確認が済んだ者が、まだ分散申請の時期が来ていないために犯罪事実確認が行われていない事業所に異動した場合、異動の際に犯罪事実確認を行う必要はありますか。
- 6－6 法の施行時点で休職している教員等については、復職時ではなく、他の施行時現職者と同じタイミングで犯罪事実確認を行うことになりますか。
- 6－7 施行時現職者は令和9（2027）年4月以降に順次犯罪事実確認を行うこととなっていますが、会計年度職員やインターンシップ等の従事者で、法の施行（令和8（2026）年12月25日）時点で従事しているものの令和9（2027）年3月に従事期間を終えることが分かっている者についても、それまでに犯罪事実確認を行う必要はないという理解でよいですか。また、同年4月以降も再任用する場合やインターンシップを継続する場合はいつ犯罪事実確認を行うこととなりますか。
- 6－8 1年間の任期で講師を任用し、任期終了後再任用する場合には、再任用の際に犯罪事実確認が必要になりますか。
- 6－9 当初再任用の予定が無かった従事者について、その従事者の任期終了後、広く募集をしたものの人材が確保できず、同じ従事者を再度任用するということがあります。この場合、任期終了から再度任用するまでの間に期間が空いていた場合は、再任用の際に改めて犯罪事実確認が必要ですか。
- 6－10 いとま特例について、事業者が「やむを得ない事情」とであると判断すれば、

ガイドラインで示されているもの以外の事情でも、いとも特例が適用できますか。

- 6-11 臨時的任用教職員については必ず「いとも特例」が適用されますか。
- 6-12 ガイドラインで示されている、いとも特例の「やむを得ない事情」のうち「従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、従事開始までに交付が受けられない場合」の「十分な余裕をもって」というのは、具体的にどれくらいの期間ですか。
- 6-13 ガイドラインで示されている、いとも特例の「やむを得ない事情」のうち「従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、従事開始までに交付が受けられない場合」について、従事開始までに交付が受けられないことについてこども家庭庁からお知らせ等がありますか。また、いとも特例を適用するために事業者側で何らかの手続が必要ですか。
- 6-14 ガイドラインで示されている、いとも特例の「やむを得ない事情」のうち「国等における予算編成上の制約等によって内示等の異動の決定が従事開始の直前となるとき」について、現状、毎年 of 定期的な異動について異動の1週間前に内示をしていますが、これは「やむを得ない事情」に該当しますか。
- 6-15 ガイドラインで示されている、いとも特例の「やむを得ない事情」のうち「国等における予算編成上の制約等によって内示等の異動の決定が従事開始の直前となるとき」について、予算編成等の状況による直接的な影響を受ける可能性が低い既存のポストであっても、予算編成上の制約を受ける他のポストの状況によって影響を受けること（いわゆる「玉突き」）が想定される場合もありますが、この場合は「やむを得ない事情」に該当しますか。
- 6-16 一部の会計年度任用職員について長期休業中を除く期間のみ任用している場合があり、夏季休業期間を挟む場合などは、任期終了から次の任期開始まで30日を超えますが、この場合、一度犯罪事実確認記録等を廃棄・消去した上で、再度任期を開始するときに改めて犯罪事実確認が必要になりますか。
- 6-17 スポットワークなど従事期間が短い従事者の場合、犯罪事実確認を終える頃には従事期間が終了していることも想定されますが、どのように対応することが考えられますか。
- 6-18 交付申請の手続において、従事者は過去に犯罪事実確認に関する手続をした際に提出した戸籍等の提出を省略できるとされていますが、別の事業者で従事していた際の犯罪事実確認で提出したことがある場合も省略できますか。
- 6-19 犯罪事実確認書の交付申請の添付書類として、「現職者（公務員）」については辞令等の写しとありますが、1人1人の辞令等の写しが必要でしょうか。
- 6-20 犯罪事実確認の手続において従事者が提出する戸籍等の書類について、事業者の担当者等にその内容が知られてしまうことはありますか。
- 6-21 犯罪事実確認の手続において従事者が提出する戸籍等の書類について、その取得に要する費用は従事者負担ですか。
- 6-22 犯罪事実確認書の交付申請において、従事者が戸籍等の情報を提出したか否かについて、事業者はどのように把握すればよいでしょうか。
- 6-23 こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）の従事者アカウント登録について、休職者などのアカウント登録は本人以外の者が代行できますか。

- 6-24 地方公共団体の場合、犯罪事実確認の具体的な事務を担う部署について、想定しているものはありますか（人事担当課なのか、各担当部署なのか等）。
- 6-25 犯罪事実確認書の交付申請をした後で、こども家庭庁から犯罪事実確認書が交付される前にその従事者が内定辞退や退職をした場合は、取下げの手続きは必要ですか。
- 6-26 学校や保育所において、例えば、水泳指導の一部について、外部に委託している場合、その受託者の従事者についても、学校設置者等において犯罪事実確認をしなければいけませんか。また、例えば、学校や保育所の事業とは全く別の事業として、学校や保育所の施設を利用して、週1回、外部の事業者が英会話教室や体操教室を行う場合の、その従事者についても、学校設置者等において犯罪事実確認をしなければいけませんか。
- 6-27 学校が授業の補助等として指導の一部を外部の事業者に委託している場合、受託者が認定事業者等であって、その従事者について犯罪事実確認を実施済である場合も、学校設置者等において改めて犯罪事実確認をしなければいけませんか。
- 6-28 教育委員会ではなく学校で採用を行っている従事者については、学校からの報告があるまで、その採用自体を教育委員会が把握していない場合がありますが、その場合の犯罪事実確認も教育委員会が実施する必要がありますか。6-29 私立中学・高校のスクールバスについて、バスは学校が保有していますが、保護者組織に委託して実施（バスは学校が保有し、保護者組織に納入される会費を学校が預かり運航委託）している場合、運転手の犯罪事実確認を行う主体は誰ですか。
- 6-30 定期報告事項である特定性犯罪事実該当者の数について外部から問われた際、開示してよいですか。
- 6-31 地方公共団体において、特定性犯罪歴が確認されたことによる免職や配置換えが行われた場合、人事委員会や公平委員会に対して、措置要求や審査請求が行われる可能性があります。こども性暴力防止法第12条の規定により、犯罪事実確認実施者等は、人事委員会及び公平委員会に対して、犯罪事実確認記録等は共有できないという理解でよいですか。

7. 安全確保措置（防止措置）

- 7-1 防止措置等の事前準備のひとつとして就業規則の見直しが挙げられています。見直しの内容について参考例はありますか。
- 7-2 対象業務従事者が派遣労働者等である場合、防止措置に関連してどのような点に留意すればよいでしょうか。
- 7-3 懲戒事由として「重要な経歴を詐称して雇用されたとき」を就業規則に規定していますが、既に対象業務に従事している現職者について、今から、特定性犯罪事実該当者でない旨の誓約書を提出させ、犯罪事実確認の結果、当該誓約書に虚偽があったと判明した場合には、当該事由に該当するものとして懲戒解雇を行うことは考えられますか。
- 7-4 犯罪事実確認の結果、従事者が特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合、配置転換や解雇等の検討・対応は犯罪事実確認書を閲覧できる職員のみで実施する必要がありますか。

8. 情報管理措置

- 8-1 規模の大きな事業者では、「人事管理システム」上で、犯罪事実確認書に記載する情報を記録・管理することが必要となることが想定されますが、施行日までに「人事管理システム」を改修する必要はありますか。
- 8-2 こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）を使用する情報機器は、専用端末の使用を推奨する旨の記載がありますが、これは官民間問わず同じ扱いですか。
- 8-3 従事者の端末やネットワークについては、制限がありますか。従事者個人の端末やネットワークからでもアカウント登録や戸籍情報の登録などの手続きが可能なのか、決められた（登録された）端末やネットワークからの登録のみなのか、どちらですか。
- 8-4 地方公共団体においてこども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）を利用するに当たっては、個人の業務用端末から作業することは可能ですか。
- 8-5 地方公共団体において、こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）を使用するネットワークの制限はありますか。
- 8-6 ある学校法人において、中学校及び高校を運営している場合、犯罪事実確認記録等の情報管理の責任者は、それぞれの学校ごとに設置する必要はありますか。
- 8-7 こども性暴力防止法第35条第3項において、是正命令等を受けた事業者については、必要な措置が講じられるまでの間は、犯罪事実確認書の交付は行われないこととされています。これに関し、
- ① 交付申請中の犯罪事実確認書も交付されないことになりますか。また、既に交付されている犯罪事実確認書は有効ですか。
 - ② 法第35条第3項の規定により交付が行われないことは、いとも特例の「やむを得ない事情」に該当しますか。
 - ③ 共同認定を受けている事業者の場合、事業運営者が行うべき措置に関する是正命令等を受けたとき、民間教育保育等事業者の従事者の犯罪事実確認書についても交付が行われないことになりますか。
- 8-8 ある地方公共団体のこども政策関連部局では、保育所や児童館、放課後児童クラブ等の施設を運営しており、それぞれ所管課がありますが、1つの所管課が得た犯罪事実確認記録等をどこまで内部で共有できますか。
- 8-9 こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）の権限設定について、一事業者における犯歴閲覧権者の上限数などの制限はありますか。
- 8-10 派遣労働者について、児童対象性暴力等のおそれを理由に派遣先から交代を求められた場合、派遣元が派遣労働者本人から直接過去の性犯罪歴を聴き取った情報は、「特定性犯罪事実関連情報」に該当しますか。
- 8-11 県費負担教職員については、都道府県教育委員会で犯罪事実確認を行い、防止措置に必要な範囲でその結果を市町村教育委員会と共有して協議することとなりますが、こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）上の権限設定はどのようになりますか。
- 8-12 対象業務従事者が、異動により同じ事業者内で対象業務以外の業務に従事することとなった場合、犯罪事実確認記録等は異動の日から30日以内に廃棄・消

去する必要がありますか。

- 8-13 犯罪事実確認の対象となった従事者は、自己の犯罪事実確認の結果について、事業者に対し、自己情報開示請求ができますか。また、従事者が退職等した場合、こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）上に記録されている情報を消去するよう請求することができますか。
- 8-14 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去は、各事業者で行うのですか。
- 8-15 地方公共団体において、知事部局で学校設置者等として既にGビズID（プライム）を取得しています。別に実施する放課後児童クラブについて認定申請を行う場合、民間教育保育等事業者として新たにGビズID（プライム）を取得する必要がありますか。
- 8-16 複数の事業者で従事する従事者は、事業者ごとにアカウントを持つことになりますか。
- 8-17 こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）を利用する場合、マイナンバーカードが必要になりますか。また、マイナンバーカードを使用する場合、どのような手続になりますか。
- 8-18 犯罪事実確認書の交付申請手続に当たって、年間に相当数の採用を行う場合に、事業者は、こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）上で1件ずつ情報を入力していく必要がありますか。または、リストでまとめて読み込むことはできますか。
- 8-19 犯罪事実確認の交付申請について、従事者情報をCSVデータでの取り込むことができる仕様とすることを想定しているとのことですが、こども家庭庁から交付のあった犯罪事実確認書の内容もCSVデータ等で出力できるようにする想定ですか。
- 8-20 対象事業者ごとにこども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）利用者の権限設定が必要とのことですが、人事異動がある度に権限設定を変更する必要がありますか。
- 8-21 学校設置者等は、施設等運営者のこども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）利用者の権限設定も、学校設置者側で行う必要がありますか。
- 8-22 こども性暴力防止法第39条（職員等の秘密保持義務）と地方公務員法の守秘義務との関係について教えてください。
- 8-23 こども家庭庁において作成・公表している研修動画には、情報管理措置に関する内容は含まれますか。また、研修動画の受講時間はどれくらいですか。

9. 監督等

- 9-1 認定事業者等に対する監督等はこども家庭庁で行うものと認識していますが、地方公共団体で対応することはありますか。
- 9-2 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長が所轄する学校設置会社が設置する学校について、こども性暴力防止法の措置についての監督等を行う所轄庁はどの機関ですか。
- 9-3 国や地方公共団体等※は、義務対象事業者としては、法律上、定期報告等の義務が課されていませんが、国や地方公共団体等が認定等を受けた場合も、その認定等事業について定期報告等は不要ですか。

※ 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者

- 9－4 定期報告事項として「特定性犯罪事実該当者の数」を報告することになっていますが、当該項目については、情報公開請求上、非公開情報として扱われますか。

10. その他

- 10－1 県費負担教職員の犯罪事実確認は都道府県教育委員会が行うこととなっていますが、市町村教育委員会で行わなければならない事務はありませんか。
- 10－2 こども性暴力防止法施行に伴い、地方公共団体で条例等を改正する必要はありますか。
- 10－3 こども性暴力防止法関係の行政手続について、他の事業者等への業務委託は可能ですか。
- 10－4 学校設置者等が複数の都道府県に施設・事業所（学校や保育所など）を設置している場合、施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の時期はどうなりますか。
- 10－5 通信制高校については、サテライト施設を県外に設置している場合もあります。施行時現職者の犯罪事実確認の交付申請手続は、どのような流れで確認を行いますか。

3-13 教育実習や保育実習の実習生は犯罪事実確認の対象になりますか。

(答) 実習生については、大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められません。

一方、大学等が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性・継続性・閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象となります。

3-14 教育実習や保育実習の実習生について、犯罪事実確認の要否を判断し、手続を行うのは、大学等と実習先のどちらですか。

(答) 犯罪事実確認の実施の要否を最終的に判断し、犯罪事実確認書の交付申請等を行うのは、実習施設となる対象事業者となります。

6－7 犯罪事実確認書の申請をしてから交付されるまでに、従事者が日本国籍の場合2週間～1か月、外国籍の場合1～2か月程度の期間がかかるのですが、どうしても従事開始までに間に合わない場合は、どうすればよいですか。

（答） こどもの安全を守るため、こどもと接する業務に従事する前に、犯罪事実確認を行うことが必要です。このため、法律の施行日以降は、この期限を十分に踏まえた採用活動をお願いします。

ただし、急な欠員など、ガイドラインに記載のやむを得ない事情がある場合に限り、例外的に、従事してから3か月（一部の場合は6か月）以内に確認を行うことができる「いとま特例」が適用されます。

いとま特例が適用される場合は、犯罪事実確認が終わるまで、その従事者をこどもと一対一にさせないなどの対応が必要です。

6－8 いとま特例とは何ですか。また、どのような場合に適用されますか。

（答） いとま特例とは、従事者に急な欠員が生じた場合などのやむを得ない事情により、対象業務に従事させるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちに従事させなければ事業の運営に著しい支障が生じるとき、当該業務に従事させた日から3か月以内（一定の場合は6か月以内）に、犯罪事実確認を行うことができることとする例外措置です。

「やむを得ない事情」には、次のような場合が該当します（詳細はガイドラインⅥ.安全確保措置（犯罪事実確認）の「2（3）いとま特例」をご参照ください。）。

- 学級数の増加等による急な増員や予見不可能な欠員
- 予算編成上の制約等によって内示等の異動の決定が直前となる人事異動
- 労働者派遣契約等の締結の遅れ
- 合併等の組織変更
- 許認可等の時期によって事業運営開始までの期間を十分に確保できない場合
- 十分な時間的余裕をもって交付申請をしたにもかかわらず、こども家庭庁から従事開始までに犯罪事実確認書の交付が受けられない場合

なお、いとま特例により犯罪事実確認前に従事者を対象業務に従事させる場合、事業者は当該従事者について、原則こどもと一対一にさせないこと等の必要な措置を講じなければなりません。

10－4 大学や専門学校の学生が、対象事業者において、資格取得のための実習やインターンシップ、ボランティア等を通じ、児童等と接する業務に従事する場合、犯罪事実確認の対象となりますか。大学や専門学校は何をすればよいですか。

(答) 資格取得のための実習、インターンシップ、ボランティア等において、学生が対象事業者で児童等と接する業務に従事する場合には、当該対象事業者が当該学生を犯罪事実確認の対象と判断し、犯罪事実確認を求める可能性があります（犯罪事実確認の対象か否かの考え方は、教育実習や保育実習と同様（問3－13 参照））。

このため、これらの活動を履修科目等として提供する大学、専門学校においては、必要に応じ、あらかじめ、募集要項、入学時、活動の実施前などに、こども性暴力防止法の制度の概要や、犯罪事実確認の対象となる可能性があることを周知しておく等の対応をとることが考えられます。

10－5 大学や専門学校が、こども性暴力防止法の対象事業者になることはありますか。

(答) 大学や専修学校（専門課程）は、こども性暴力防止法の義務対象事業ではありません（高等専門学校や専修学校（高等課程）は対象）。

他方、大学が附属学校を設置している場合、学校教育法第1条に定める学校（大学を除く。）については、当該学校の設置者がこども性暴力防止法の対象事業者となりますので、附属学校の設置者である国立大学法人、公立大学法人、学校法人が対象事業者となり、犯罪事実確認等を行うこととなります。

また、大学や専門学校が自ら実施する事業が、児童等を対象に教育、保育を提供するものである場合には、要件を満たせば、認定を受けて、法の対象事業者となることができます。

10－6 指定管理者制度により地方公共団体が指定した事業者が義務対象の施設を運営している場合、こども性暴力防止法に基づく措置は、地方公共団体と指定を受けている事業者のどちらが行うことになりますか。

(答) お尋ねの場合、指定を受けている事業者は施設等運営者に該当し、学校設置者等である地方公共団体と役割分担をして、こども性暴力防止法に基づく各種措置を行う必要があります。

役割分担の例については、ガイドラインX.1（2）「学校設置者等と施設等運営者の役割分担」をご参照ください。

3-28 県費負担教職員のうち「職種の一部が対象になり得る」に該当する職種（例：事務職員）について、3要件に基づいて「教員等」に該当するかを判断・特定する主体は、都道府県教育委員会と市町村教育委員会のどちらですか。

（答） 県費負担教職員については犯罪事実確認を行う主体は都道府県教育委員会になりますが、防止措置以外の安全確保措置を行う主体は市町村教育委員会となり、それぞれ分担をしてこども性暴力防止法に基づく各種措置を行う必要があります。

このため、県費負担教職員のうち「職種の一部が対象になり得る」に該当する職種について対象となるかの判断・特定は、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会において連携の上、実態に応じて3要件に基づいて判断・特定してください。

3-29 義務対象事業を運営しながら、認定対象事業も行っています（例：児童館と放課後児童クラブ、認可保育所と一時預かり・病児保育）。この場合、認定を受ける必要はありますか。

（答） 義務対象事業を運営している事業者が、その事業に付随する認定対象事業を、一体的に行っている場合は、認定対象事業の従事者についても義務対象事業の従事者として犯罪事実確認を行うことができることとしており、必ずしも認定を取得する必要はありません。

ただし、事業運営や人事管理を一体的に行っている必要がありますので、詳細についてはガイドラインⅢ.5「同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い」をご参照ください。

3-30 こども家庭庁と文部科学省の連名で発出された通知において、教職課程を置く大学等及び指定保育士養成施設において考えられる取組として、入学前や実習前に「同意書」や「誓約書」をとることを示していますが、これらはウェブ上のアンケート機能等を用いてとってよいでしょうか。

（答） 誓約書や同意書の提出方法については、各大学等において適切に御判断いただければと思いますので、いただいたような提出方法で問題ありません。

3-31 実習生について、実習先において犯罪事実確認を行った結果、特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合、当該学生の受け入れが困難であることについて、実習元の大学等に対してどのように伝えればよいですか。

(答) 実習先の対象事業者は、実習元の大学等に対し、児童対象性暴力等のおそれがある事実を伝え、当該学生にこどもと接する実習を行わせることができないことを伝えることが考えられます。なお、犯罪事実確認の結果そのものを伝えることは、こども性暴力防止法第12条違反となるため留意してください。

実習先の対象事業者からそのような伝達があった後、大学等の側で、実習生の同意を得て、直接の面談等を通じて、性犯罪歴を確認することは可能です。

3-32 実習が卒業のために必須の項目となっている大学等において、学生が、犯罪事実確認の結果等により児童等と接する実習ができない場合、その学生は卒業できなくなりますか。

(答) 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた実習に関する大学等の対応等に関する留意事項について（依頼）（令和8年3月26日こども家庭庁支援局長・成育局長・文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知）においては、大学等が行うことが考えられる対応として、「実習が卒業のために必須の科目となっている大学等においては、実習を行うことができず卒業要件を満たすことができない学生への対応（実習に替わる科目の設定をはじめとした卒業要件に関する特例措置等）」について整理した上で、入学志願者及び在校生に対し、卒業要件を満たすことができない可能性があること及びその場合の対応について周知すること。この場合、「教員養成に関する学部」であっても、特例として、教員免許状の取得をせずに卒業することを認めることとすること」とされています。

大学等の卒業要件に関することについては、学校制度を所管する文部科学省にお問い合わせください。

3-33 大学等から実習生の受け入れに関する打診があった際、実習施設から大学等に対し、特定性犯罪前科がないことについての誓約書を当該学生が提出しているかどうか、情報提供を求めることができますか。

(答) 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた実習に関する大学等の対応等に関する留意事項について（依頼）（令和8年3月26日こども家庭庁支援局長・成育局長・文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知）において、教育実習や保育実習を行う大学等に対し、入学前や実習前に、特定性犯罪前科がないことについての誓約書をとっている場合には、その旨を実習施設に伝達することが考えられること等をお示ししています。

個々の大学等における誓約書に関する情報の取扱いについては、当該大学等において、個人情報保護法も踏まえて判断されることとなりますので、具体的な取扱いについては大学等とご相談ください。

3-34 例えば、現職の教員が大学に再入学して追加の免許の取得を目指している場合など、実習生が既に犯罪事実確認を受けている場合、実習先において児童等と接する業務に従事するに当たり、改めて犯罪事実確認を行う必要はありますか。

(答) 犯罪事実確認は事業者ごとに行うものですので、当該実習生について過去に犯罪事実確認を行った事業者と、実習施設である事業者が異なる場合には、実習施設である事業者において、改めて犯罪事実確認を行う必要があります(犯罪事実確認記録等は、極めて機微性の高い情報であり、事業者間で共有することは法律で定められている場合を除いて、認められていないため)。

また、当該実習生について過去に犯罪事実確認を行った事業者と、実習施設である事業者が同一の場合でも、犯罪事実確認を行った後に当該実習生が離職して30日が経過している場合には、犯罪事実確認記録等は廃棄・消去されているため、改めて犯罪事実確認を行うことが必要となります。なお、本制度において「離職」に当たらない場合等については、ガイドラインⅥ.2.(4)「離職」の解釈をご参照ください。

3-35 市町村立学校で実習を行う場合、実習生について、犯罪事実確認の可否を判断し、必要な場合に手続を行うのは、都道府県教育委員会と市町村教育委員会のどちらですか。

(答) 実習生について、県費負担教職員の特例が適用されることはないため、犯罪事実確認の可否を判断し、必要な場合に手続を行うのは、市町村立学校については、その学校の設置者である市町村教育委員会となります。